

安全衛生委員会の議事概要未周知に関する 富岡労働基準監督署への是正報告について

2019年3月25日

東京電力ホールディングス株式会社
福島第二原子力発電所

当所は、労働安全衛生規則に基づき開催した安全衛生委員会において、同委員会の議事概要を所員へ周知していなかったとして、2019年3月15日、富岡労働基準監督署より労働安全衛生法違反としての是正勧告書を受領しており、再発防止に努めるため、原因と対策を検討しております。
(2019年3月15日お知らせ済み)

その原因と対策を検討している過程において、記録の保存が求められている過去3年間に同様な事例がないかを調査したところ、2018年2月、4月および7月についても、作成済みの議事概要が所員へ周知されていないことが判明したため、2019年3月20日、同署へ報告していましたが、2019年3月22日、同署より安全衛生法違反としての是正勧告書を追加受領し、引き続き、原因と対策を検討しております。
(2019年3月22日お知らせ済み)

当所は、2019年3月15日と3月22日に富岡労働基準監督署から是正勧告書により指導された事項について、本日、是正内容を富岡労働基準監督署に報告いたしました。
今回の是正勧告の内容も踏まえ、再発防止に努めてまいります。

以上

添付資料

- ・富岡労働基準監督署への是正報告の内容について

【本件に関するお問い合わせ】
東京電力ホールディングス株式会社
福島第二原子力発電所 広報部 0240-25-4111 (代表)

富岡労働基準監督署への是正報告の内容について

2019年3月15日および3月22日に富岡労働基準監督署から是正勧告書により是正を指導された事項について、以下のとおり是正しております。

○法条項

安全衛生規則第23条第3項

○是正年月日

2019年3月25日

○是正状況

(2019年3月15日受領分)

2018年9月から同年12月までに開催した安全衛生委員会（以下、「委員会」という。）の議事概要について、2019年2月8日に所員へ周知を行った。

(2019年3月22日受領分)

2018年2月、4月、7月に開催した委員会の議事概要について、2019年3月19日に所員へ周知を行った。

○原因

業務担当者は、マニュアルに基づき委員会の議事概要を開催の都度、遅滞なく周知することは把握していたが、「都度」、「遅滞なく」の意味を十分に理解せず、多少遅くなっても周知すれば良いと考えていた。また、管理者は都度、遅滞なく周知されていることの管理が十分でなく、周知時期に関する期限管理ができていなかった。

○再発防止対策

今回の事象を踏まえて以下のとおり再発防止を図った。

(1) 社内マニュアルの見直しを行い、「遅滞なく」の定義を記載するとともに委員会の議事概要は、その場で作成後、遅滞なく周知することを記載する。

「遅滞なく」；1週間以内を目途に作成し周知することを記載。

(2) 管理者は周知時期に関する期限管理を確実にを行うため、当所にて運用しているシステムを使用し、期限管理を行う。

以 上